

**香川県条例第32号**

香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																							
<p>(種別及び金額) 第2条 略</p> <p>別表第1 (第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">種別</th> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:15%;">単位</th> <th style="width:50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～70 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>71 第一種動物取扱業登録申請手数料</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>72 第一種動物取扱業登録更新申請手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>73～78 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>79 第一種動物取扱業登録証再交付申請手数料</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80～598 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	区分	単位	金額	1～70 略				71 第一種動物取扱業登録申請手数料	略			72 第一種動物取扱業登録更新申請手数料			73～78 略				79 第一種動物取扱業登録証再交付申請手数料	略			80～598 略				<p>(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略</p> <p>別表第1 (第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">種別</th> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:15%;">単位</th> <th style="width:50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～70 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>71 動物取扱業登録申請手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> </tr> <tr> <td>72 動物取扱業登録更新申請手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">1万円</td> </tr> <tr> <td>73～78 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>79 動物取扱業登録書再交付申請手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>80～598 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	区分	単位	金額	1～70 略				71 動物取扱業登録申請手数料		1件	15,000円	72 動物取扱業登録更新申請手数料		1件	1万円	73～78 略				79 動物取扱業登録書再交付申請手数料		1件	3,000円	80～598 略			
種別	区分	単位	金額																																																					
1～70 略																																																								
71 第一種動物取扱業登録申請手数料	略																																																							
72 第一種動物取扱業登録更新申請手数料																																																								
73～78 略																																																								
79 第一種動物取扱業登録証再交付申請手数料	略																																																							
80～598 略																																																								
種別	区分	単位	金額																																																					
1～70 略																																																								
71 動物取扱業登録申請手数料		1件	15,000円																																																					
72 動物取扱業登録更新申請手数料		1件	1万円																																																					
73～78 略																																																								
79 動物取扱業登録書再交付申請手数料		1件	3,000円																																																					
80～598 略																																																								

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～15 略	
16 略	略
(1)・(2) 略	
(3) 法第14条第1項から第3項まで、第16条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)、第22条の6第2項、第24条の2、第24条の3第1項及び第2項並びに第28条第3項の規定による届出の受理	
(4) 法第15条の規定による <u>第一種動物取扱業者登録簿</u> の閲覧	
(5) 略	
(6) 法第19条第1項の規定による登録の取消し及び <u>第一種動物取扱業</u> の停止の命令	
(7) 略	
(8) 法第22条の6第3項の規定による <u>検案書等</u> の提出命令	
(9) 法第23条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)及び第2項並びに第25条第1項及び第3項の規定による勧告	
(10) 法第23条第3項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)、第25条第2項及び第3項並びに第32条の規定による措置命令	
(11) 法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)及び第33条第1項の規	

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～15 略	
16 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	高松市
(1)・(2) 略	
(3) 法第14条第1項及び第2項、第16条第1項並びに第28条第3項の規定による届出の受理	
(4) 法第15条の規定による <u>動物取扱業者登録簿</u> の閲覧	
(5) 略	
(6) 法第19条第1項の規定による登録の取消し及び <u>動物取扱業</u> の停止の命令	
(7) 略	
(8) 法第23条第1項及び第2項並びに第25条第1項の規定による勧告	
(9) 法第23条第3項、第25条第2項及び第32条の規定による措置命令	
(10) 法第24条第1項及び第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	

定による報告の徴収及び立入検査

(12)～(15) 略

(16) 省令第2条第6項の規定による登録証の再交付

(17) 省令第2条第8項、第15条第8項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）、第16条第1項及び第20条第3号の規定による届出の受理

(18) 省令第2条第9項の規定による登録証の返納の受理

(19) 省令第13条第10号の規定による通知の受理

(20) 略

(21) 省令第15条第5項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付

(22) 省令第15条第6項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付

(23) 省令第15条第9項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理

17～55 略

(11)～(14) 略

(15) 省令第2条第6項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の再交付

(16) 省令第2条第8項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）、第15条第8項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）、第16条第1項及び第20条第1項第3号の規定による届出の受理

(17) 省令第2条第9項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の返納の受理

(18) 省令第13条第1項第10号の規定による通知の受理

(19) 略

(20) 省令第15条第5項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付

(21) 省令第15条第6項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付

(22) 省令第15条第9項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理

17～55 略

（香川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 香川県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（犬及び猫の引取り）</p> <p>第14条 知事は、<u>法第35条第1項本文</u>の規定により犬又は猫の引取りを求められた場合においては、所有者に対し、終生にわたり当該犬又は猫を飼養</p>	<p>（犬及び猫の引取り）</p> <p>第14条 知事は、<u>法第35条第1項</u>の規定により犬又は猫の引取りを求められた場合においては、所有者に対し、終生にわたり当該犬又は猫を飼養する</p>

するよう求めるものとする。

- 2 知事は、法第35条第1項本文の規定により犬又は猫の引取りを行う場合は、所有者に対し、日時、場所その他これを引き取るために必要な事項を指示することができる。

(犬の収容)

第15条 略

(公示等)

第16条 知事は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により所有者の判明しない犬若しくは猫を引き取ったとき、法第36条第2項の規定により疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物を収容したとき、又は前条第1項の規定により収容した犬の所有者が判明しないときは、当該動物の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を3日間公示するものとする。

- 2 知事は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容した動物又は前条第1項の規定により収容した犬の所有者が判明したときは、その所有者にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。

3 略

(所有者から引き取った犬又は猫の取扱い)

第17条 知事は、法第35条第1項本文の規定により引き取った犬又は猫を、適正に飼養をできると認める者に譲渡し、又は処分することができる。

(動物監視員)

第23条 法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）、法第33条第1項又は前条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物監視員を置く。

2 略

よう求めるものとする。

- 2 知事は、法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを行う場合は、所有者に対し、日時、場所その他これを引き取るために必要な事項を指示することができる。

(犬の収容)

第15条 知事は、所有者の判明していない犬があるときは、その職員をしてこれを収容させることができる。

2～4 略

(公示等)

第16条 知事は、法第35条第2項の規定により所有者の判明しない犬若しくは猫を引き取ったとき、法第36条第2項の規定により疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物を収容したとき、又は前条第1項の規定により収容した犬の所有者が判明しないときは、当該動物の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を3日間公示するものとする。

- 2 知事は、法第35条第2項の規定により引き取った犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容した動物又は前条第1項の規定により収容した犬の所有者が判明したときは、その所有者にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。

3 略

(所有者から引き取った犬又は猫の取扱い)

第17条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬又は猫を、適正に飼養をできると認める者に譲渡し、又は処分することができる。

(動物監視員)

第23条 法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項、法第33条第1項又は前条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物監視員を置く。

- 2 動物監視員は、獣医師の資格を有する職員のうちから、知事が任命する。

(手数料)  
第24条 略

(1)～(5) 略  
(6) 法第35条第1項本文の引取りを求める者  
(7) 法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により引き取った犬若しくは猫又は第15条第1項の規定により収容した犬の返還を受けようとする者  
(8) 略  
(9) 省令第15条第6項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の許可証の再交付を受けようとする者

(手数料)  
第24条 次に掲げる者は、香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(1)～(5) 略  
(6) 法第35条第1項の引取りを求める者  
(7) 法第35条第2項の規定による引き取った犬若しくは猫又は第15条第1項の規定による収容した犬の返還を受けようとする者  
(8) 略  
(9) 省令第15条第6項の許可証の再交付を受けようとする者

附 則

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の香川県事務処理の特例に関する条例別表第1の16の項(3)の規定の適用については、同項(3)中「第28条第3項」とあるのは、平成25年9月1日から同年10月30日までの間においては「第28条第3項並びに動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)附則第3条第2項及び第8条第1項」と、同月31日から同年11月30日までの間においては「第28条第3項並びに動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)附則第3条第2項」とする。